

4 / 1 5 (金) の 発 表

報道発表資料の配付日時 4月15日(金) 11時00分

| | | | |
|----------------------|--|-------|--|
| 発 表 項 目 (行 事 名) | 北海道立旭川美術館協議会委員に係る公募について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発 表 者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概 要 | <p>○北海道立旭川美術館協議会委員に係る公募を行うので、「北海道立旭川美術館協議会委員募集要領」を配布します。</p> <p>○北海道立旭川美術館協議会委員に係る公募については、北海道立旭川美術館ホームページに掲載されています。 http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/abj/top.htm</p> | | |
| 参 考 | 配布資料 ・ 北海道立旭川美術館協議会委員募集要領 | | |

| | | | |
|-------------------------------------|---|---------|--|
| 報 道 (取 材) に 当 た っ て の お 願 い | 北海道立旭川美術館協議会委員を募集していますので、広く道民へのPRをお願いします。 | | |
| 他 の ク ラ ブ と の 関 係 | 同 時 配 付 (場 所) | 同 時 レ タ | |

| | | | |
|------------------|--|--|--|
| 担 当 (連 絡 先) | <p>【具体内容等の問い合わせ先】 北海道立旭川美術館総務課 Tel (0166) 25-2577</p> <p>【その他連絡先】 留萌教育局教育支援課主査 (社会教育) (担当: 佐藤) Tel ダイアルイン (0164) 42-8096 内線3217</p> | | |
|------------------|--|--|--|

北海道立旭川美術館協議会委員募集要領

北海道立旭川美術館協議会は、美術館活動がより効果的に推進されるように、地域の実情や課題をふまえて広い視野から館長に提言や意見等を述べる機関です。

委員は、美術館の振興に関して識見を有する人から12人以内を予定しており、北海道教育委員会が任命します。

広く道民の意見等を美術館の運営に反映させるため委員の一部を公募としていますが、このたび、次のとおり委員を募集します。

記

1 応募できる方

次のいずれにも該当する方が応募できます。

- (1) 上川、留萌、宗谷管内に居住し、任命時（平成28年6月10日）現在、満20歳以上の方

ただし、国又は地方公共団体の職員（元道職員の方を含みます。）の方は、応募できません。

- (2) 美術館について幅広い識見と関心を有する方
- (3) 年間2回程度開催する協議会の会議に出席できる方

2 公募する委員の数

2人以内

3 応募方法

- (1) 提出していただくもの

ア 応募用紙（別紙様式）

次のサイトからダウンロードすることができます。

(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/abj/top.htm>)

イ 小論文

論文題「旭川美術館の活動に期待すること」

1200字以内（400字詰め原稿用紙3枚以内。）で、あなたの考えを述べてください。

なお、提出された書類はお返し出来ませんので、御了承ください。

- (2) 提出の期限

平成28年5月1日（日）

- (3) 提出の方法

持参または郵送（5月1日消印有効）

- (4) 提出（問合せ）先

北海道立旭川美術館総務課

〒070-0044 旭川市常磐公園内（電話 0166-25-2577）

4 選考及び決定

北海道立旭川美術館に設置する選考会議で選考し、教育長が委員候補者を決定します。

北海道教育委員会の会議において、委員として最終決定されます。

なお、選考結果については、本人あてに通知します。

5 委員の任期

平成28年6月10日から平成30年6月9日までの2年間です。

6 報酬等

委員には、条例の規定により、報酬及び旅費が支給されます。